

# 第 3 編 事故対策編



# 目次

第1章	総 則	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	町地域防災計画の作成又は修正	2
第2章	航空災害対策計画	3
第1節	航空災害予防対策計画	3
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（全課・航空運送事業者）	3
第2	要配慮者対策（町民課・健康福祉課）	4
第2節	航空災害応急対策計画	5
第1	災害情報の収集伝達（本部班・消防本部・空港管理者）	5
第2	活動体制の確立（全班・航空運送事業者）	5
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）	5
第4	災害広報（総務班・航空運送事業者）	6
第3章	鉄道災害対策計画	7
第1節	鉄道災害予防対策	7
第1	鉄道交通の安全の確保（鉄道事業者・町民課）	7
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（鉄道事業者・全課）	7
第3	防災知識の普及・啓発（鉄道事業者）	8
第4	要配慮者対策（町民課・健康福祉課）	8
第2節	鉄道災害応急対策計画	9
第1	災害情報の収集伝達（鉄道事業者・本部班）	9
第2	活動体制の確立（鉄道事業者・全班）	9
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（鉄道事業者・全班・消防本部）	9
第4	避難誘導（鉄道事業者）	10
第5	災害広報（総務班・鉄道事業者）	10
第3節	鉄道災害復旧対策計画	11
第4章	道路災害対策計画	12
第1節	道路災害予防対策	12
第1	道路交通の安全のための情報の充実（建設課）	12
第2	道路施設等の整備（建設課）	12
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課）	12
第4	防災知識の普及・啓発（建設課）	13
第5	要配慮者対策（町民課・健康福祉課）	13
第2節	道路災害応急対策計画	14

第 1	災害情報の収集伝達（道路管理者・工務管理班・消防本部）	14
第 2	活動体制の確立（道路管理者・本部班・消防本部）	14
第 3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・道路管理者・消防本部）	15
第 4	危険物の流出に対する応急対策（道路管理者・消防本部・工務管理班）	15
第 5	道路施設・交通安全施設の応急復旧（道路管理者・工務管理班）	15
第 6	災害広報（総務班・道路管理者）	15
<b>第 3 節</b>	<b>道路災害復旧対策計画</b>	<b>16</b>
<b>第 5 章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>17</b>
<b>第 1 節</b>	<b>危険物等災害予防対策</b>	<b>17</b>
第 1	危険物等の定義	17
第 2	危険物等施設の安全性の確保（事業者・町民課）	17
第 3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（事業者・全課）	18
第 4	防災知識の普及・啓発（町民課・消防本部）	19
第 5	要配慮者対策（町民課・健康福祉課）	19
<b>第 2 節</b>	<b>危険物等災害応急対策計画</b>	<b>20</b>
第 1	災害情報の収集伝達（事業者・本部班・消防本部）	20
第 2	活動体制の確立（事業者・本部班・消防本部）	20
第 3	災害の拡大防止（事業者・全班・消防本部）	20
第 4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）	21
第 5	危険物等の大量流出に対する応急対策（事業者・消防本部・本部班）	21
第 6	避難誘導（本部班・福祉介護班）	21
第 7	災害広報（事業者・総務班）	22
<b>第 3 節</b>	<b>危険物等災害復旧対策計画（全班）</b>	<b>23</b>
<b>第 6 章</b>	<b>大規模な火事災害対策計画</b>	<b>24</b>
<b>第 1 節</b>	<b>大規模な火事災害予防対策</b>	<b>24</b>
第 1	災害に強いまちづくりの形成（建設課・事業者・消防本部）	24
第 2	大規模な火事災害防止のための情報の充実（町民課）	25
第 3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課・消防本部）	25
第 4	防災知識の普及・啓発（町民課・消防本部）	26
第 5	要配慮者対策（町民課・健康福祉課）	26
<b>第 2 節</b>	<b>大規模な火事災害応急対策計画</b>	<b>27</b>
第 1	災害情報の収集伝達（本部班）	27
第 2	活動体制の確立（事業者・全班）	27
第 3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）	27
第 4	避難誘導（本部班・福祉介護班）	28
第 5	災害広報（総務班・事業者）	28
<b>第 3 節</b>	<b>大規模な火事災害復旧対策計画</b>	<b>29</b>

<b>第7章</b>	<b>林野火災対策計画</b> .....	<b>30</b>
<b>第1節</b>	<b>林野火災予防対策計画</b> .....	<b>30</b>
第1	林野火災の特性 .....	30
第2	林野火災に強い地域づくり（農林課・森林所有者等・町民課） .....	30
第3	林野火災防止のための情報の充実（町民課） .....	30
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課・消防本部） .....	30
第5	防災知識の普及・啓発（町民課・農林課） .....	31
第6	要配慮者対策（町民課・健康福祉課） .....	32
<b>第2節</b>	<b>林野火災応急対策計画</b> .....	<b>33</b>
第1	災害情報の収集伝達（本部班） .....	33
第2	活動体制の確立（全班・消防本部・森林所有者等） .....	33
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部） .....	33
第4	避難誘導（本部班・福祉介護班） .....	34
第5	災害広報（総務班・事業者） .....	34
第6	二次災害の防止（農林班） .....	35
<b>第3節</b>	<b>林野火災復旧対策計画</b> .....	<b>36</b>



## 第1章 総則

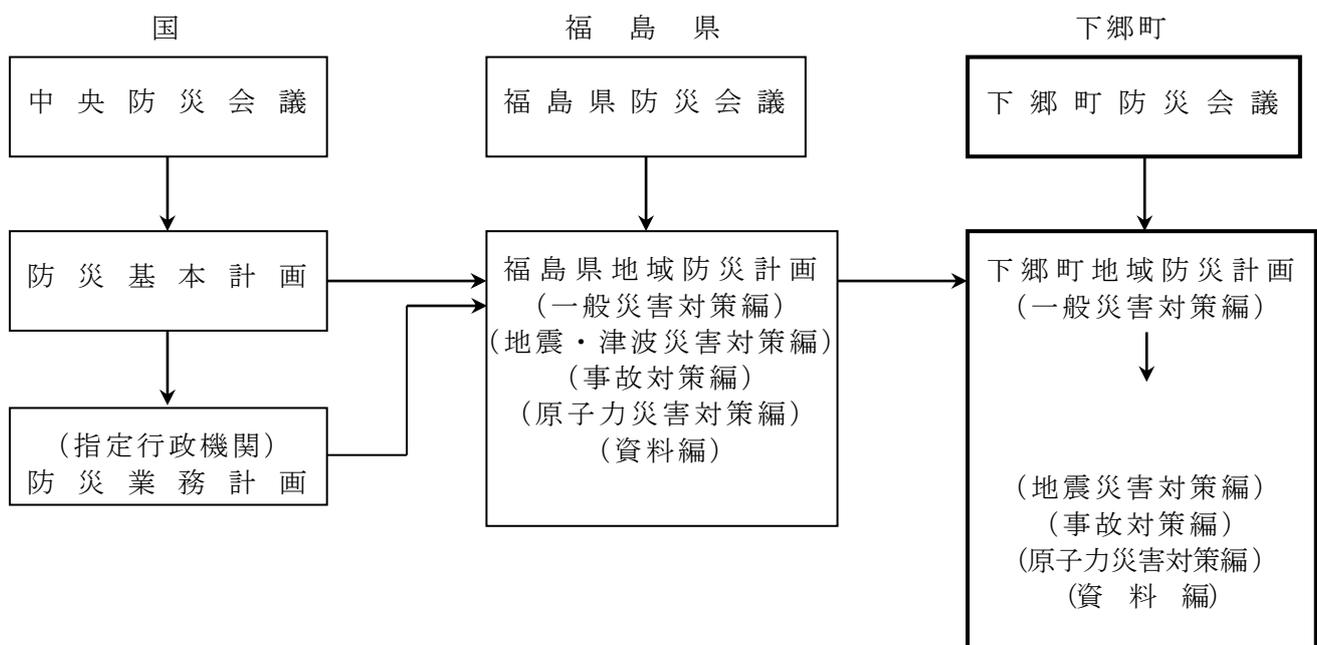
### 第1節 計画の目的

第3編事故対策編は、町内の航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、下郷町防災会議が作成する地域防災計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び、県の地域防災計画(事故対策編)と連携した計画とする。

#### 国、県、町における防災会議と防災計画(事故対策編)の位置づけ



---

### 第3節 町地域防災計画の作成又は修正

---

災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、下郷町地域防災計画（事故対策編）の作成又は修正に当たっては、県計画（事故災害対策）を参考として作成又は修正するものとする。

## 第2章 航空災害対策計画

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 航空災害予防対策計画

#### 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え（全課・航空運送事業者）

##### 1 防災情報通信網等の整備

- (1) 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

- (1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町は、航空機災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏との応援協定締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第1節 第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (3) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

##### 3 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

##### 4 消防力の強化

###### (1) 県のとるべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(2) 町のとるべき措置

町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

**5 防災訓練の実施**

県、町及び防災関係機関は、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより、県、町、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

**第2 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）**

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 航空災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（本部班・消防本部・空港管理者）

#### 1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5 連絡通報体制」に定める、福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡するものとする。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

町及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」及び第1編一般災害対策編 第3章 第3節「災害情報等の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。

また、町及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

### 第2 活動体制の確立（全班・航空運送事業者）

#### 1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、県警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに関係職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 町は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。
- (2) 消防本部は、航空災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 町は、第1編一般災害対策編 第3章 第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 2 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

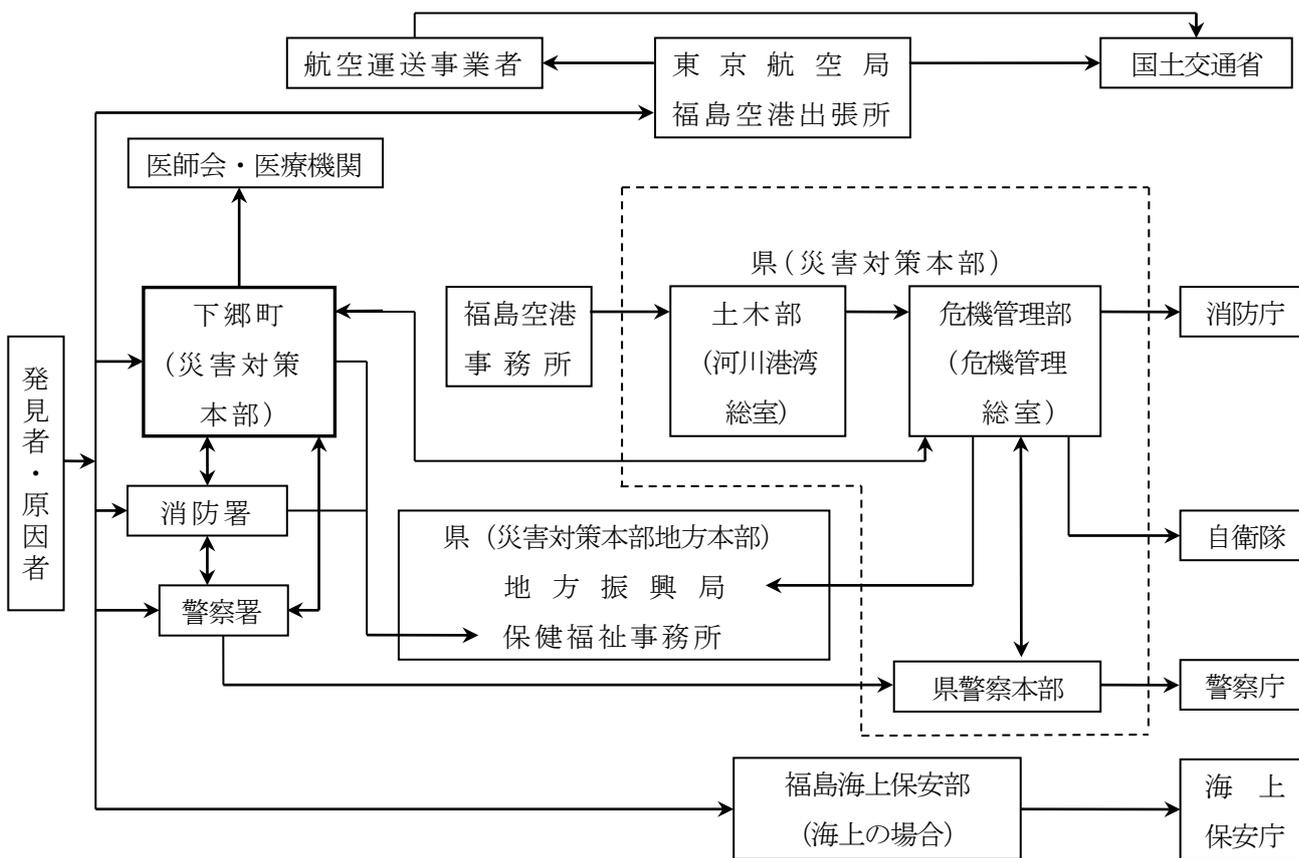
## 第4 災害広報（総務班・航空運送事業者）

町、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

別図1

### 航空災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第3章 鉄道災害対策計画

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 鉄道災害予防対策

#### 第1 鉄道交通の安全の確保（鉄道事業者・町民課）

##### 1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

##### 2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

(2) 町、県、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

#### 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（鉄道事業者・全課）

##### 1 防災情報通信網等の整備

(1) 鉄道事業者は、第1編一般災害対策編 第3章 第20節 第6「鉄道施設の応急対策」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、県（生活環境総室）、町及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

(1) 町及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第1節 第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置

を講ずる。

- (2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟する。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

### 4 消防力の強化

- (1) 鉄道事業者のとるべき措置  
火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町のとるべき措置  
町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。  
また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

### 5 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより県、町、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

## 第3 防災知識の普及・啓発（鉄道事業者）

県及び鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努める。

## 第4 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 鉄道災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（鉄道事業者・本部班）

#### 1 鉄道事業者のとりべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統（別図2）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について第1編一般災害対策編第3章第3節「災害情報等の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 第2 活動体制の確立（鉄道事業者・全班）

#### 1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、第1編一般災害対策編第3章第20節第6「鉄道施設の応急対策」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに関係職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請等を実施する。

#### 3 相互応援協力

町は、鉄道災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編第3章第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（鉄道事業者・全班・消防本部）

#### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 鉄道事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、第1編一般災害対策編第3章第20節第6「鉄道施設の応急対策」の定めにより、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- (2) 町は、第1編一般災害対策編第3章第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防本部、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

## 2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第20節 第6「鉄道施設の応急対策」の定めにより、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第4 避難誘導（鉄道事業者）

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、第1編一般災害対策編 第3章 第20節 第6「鉄道施設の応急対策」に基づき実施する。

## 第5 災害広報（総務班・鉄道事業者）

県、町、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 第3節 鉄道災害復旧対策計画

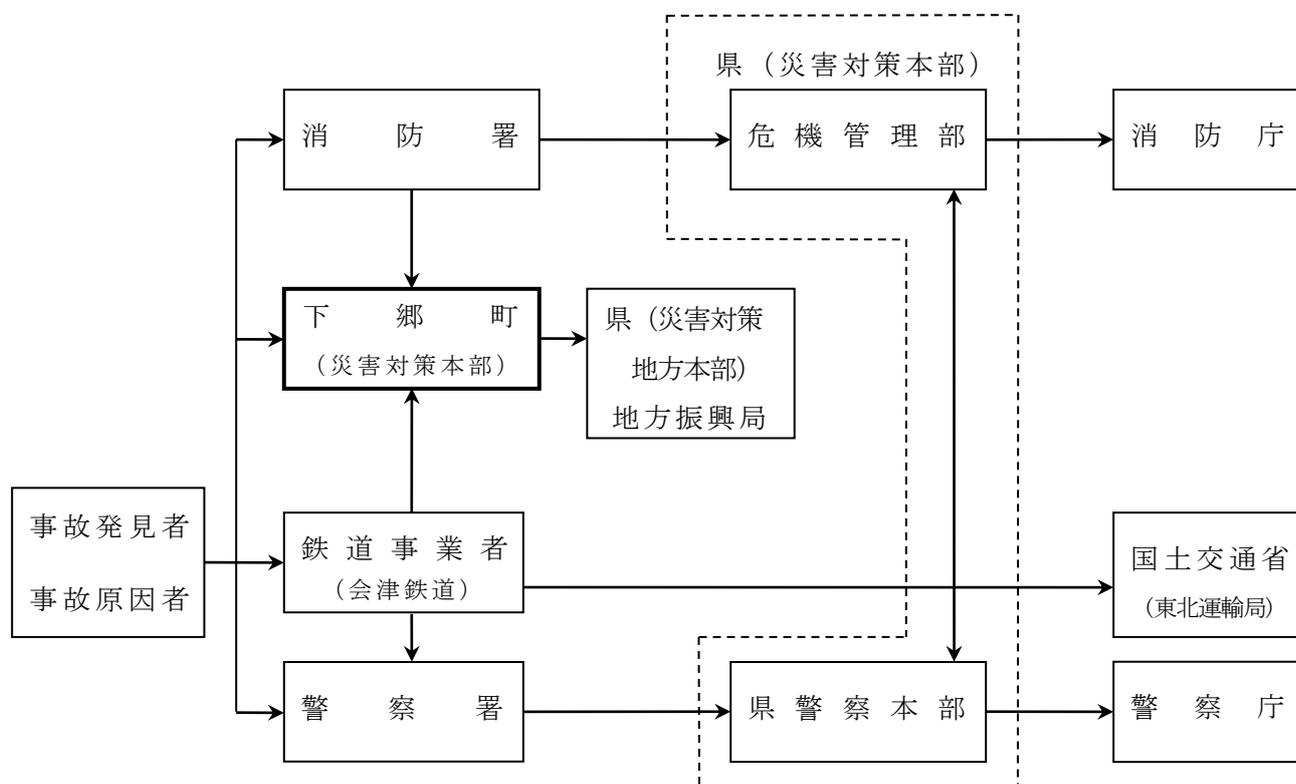
**第1** 鉄道事業者は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

**第2** 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第1編一般災害対策編 第4章「災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図2

#### 鉄道災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第4章 道路災害対策計画

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 道路災害予防対策

#### 第1 道路交通の安全のための情報の充実（建設課）

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

#### 第2 道路施設等の整備（建設課）

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現状把握に努める。
- 2 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

#### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課）

##### 1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- (2) 町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

##### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第1節 第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応ができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練を通じて習熟する。

##### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。
- (3) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

#### 4 消防力の強化

- (1) 道路管理者のとるべき措置  
消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。
- (2) 町のとるべき措置  
「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。  
また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

#### 5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

#### 6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより、県、町、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第4 防災知識の普及・啓発（建設課）

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

### 第5 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 道路災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（道路管理者・工務管理班・消防本部）

#### 1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図3）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について第1編一般災害対策編 第3章 第3節「災害情報等の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

町及び消防本部から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 第2 活動体制の確立（道路管理者・本部班・消防本部）

#### 1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに関係職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプターの応援要請等を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- (2) 町は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求める。また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。
- (3) 消防本部は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・道路管理者・消防本部）

#### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 道路管理者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- (2) 町は、第1編一般災害対策編 第3章 第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

#### 2 消火活動

- (1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### 第4 危険物の流出に対する応急対策（道路管理者・消防本部・工務管理班）

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、第3編事故対策編 第5章「危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 第5 道路施設・交通安全施設の応急復旧（道路管理者・工務管理班）

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### 第6 災害広報（総務班・道路管理者）

県、町、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 第3節 道路災害復旧対策計画

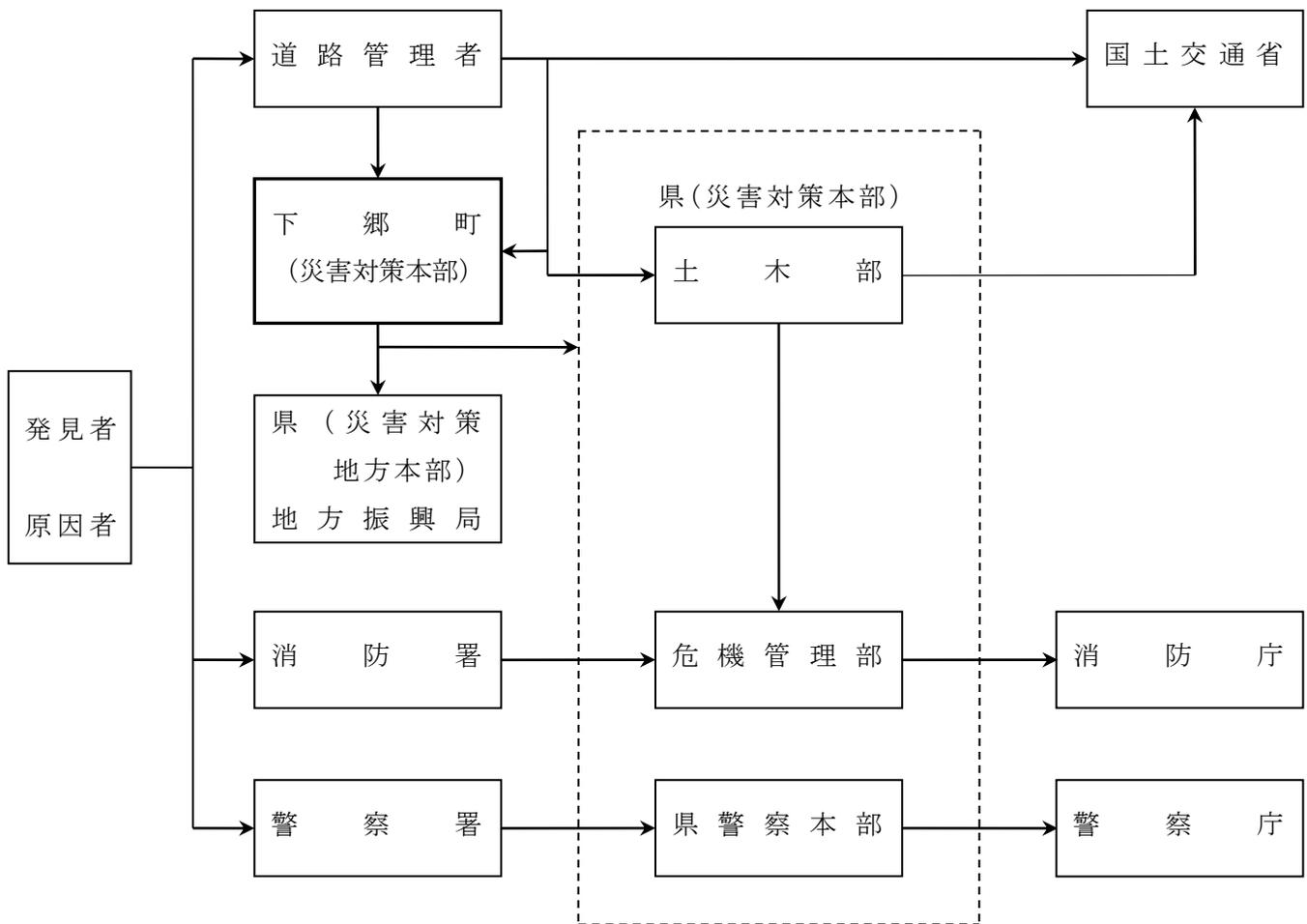
**第1** 道路管理者は、県、町及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

**第2** 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第1編一般災害対策編 第4章「災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図3

#### 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第5章 危険物等災害対策計画

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 危険物等災害予防対策

#### 第1 危険物等の定義

##### 1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

##### 2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

##### 3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

##### 4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

#### 第2 危険物等施設の安全性の確保（事業者・町民課）

##### 1 危険物

###### (1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、県地域防災計画の「一般災害対策編第2章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

###### (2) 町のとりべき措置

町は、消防本部の協力のもと、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

##### 2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、県地域防災計画の「一般災害対策編第2章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

### 3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、県地域防災計画の「一般災害対策編第2章第18節第4 毒物・劇物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

### 4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、県地域防災計画の「一般災害対策編第2章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

## 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（事業者・全課）

### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

### 2 応援協力体制の整備

- (1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編第2章第1節第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (3) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟する。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編第2章第5節第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。
- (3) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

### 4 消防力の強化

- (1) 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 町のとるべき措置

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化に努める。

**5 危険物等の大量流出時における防除活動**

消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

**6 避難対策**

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

**7 防災訓練の実施**

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより、県、町、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

**第4 防災知識の普及・啓発（町民課・消防本部）**

町及び防災関係機関は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

**第5 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）**

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 危険物等災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（事業者・本部班・消防本部）

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図4）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について第1編一般災害対策編 第3章 第3節「災害情報等の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡するものとする。

### 第2 活動体制の確立（事業者・本部班・消防本部）

#### 1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 町は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。
- (2) 消防本部は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。
- (3) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

### 第3 災害の拡大防止（事業者・全班・消防本部）

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び県地域防災計画の「一般災害対策編第3章第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

## 2 町、消防機関等のとるべき措置

町、消防機関等は、関係法及び県地域防災計画の「一般災害対策編第3章第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

## 第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）

### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、第1編一般災害対策編第3章第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

### 2 消火活動

消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 第5 危険物等の大量流出に対する応急対策（事業者・消防本部・本部班）

### 1 事業者、消防機関、警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

### 2 町のとるべき措置

町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

## 第6 避難誘導（本部班・福祉介護班）

### 1 町のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第1編一般災害対策編第3章第9節「避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、第1編一般災害対策編第3章第9節「避難」及び同章第22節「要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

## 第7 災害広報（事業者・総務班）

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。

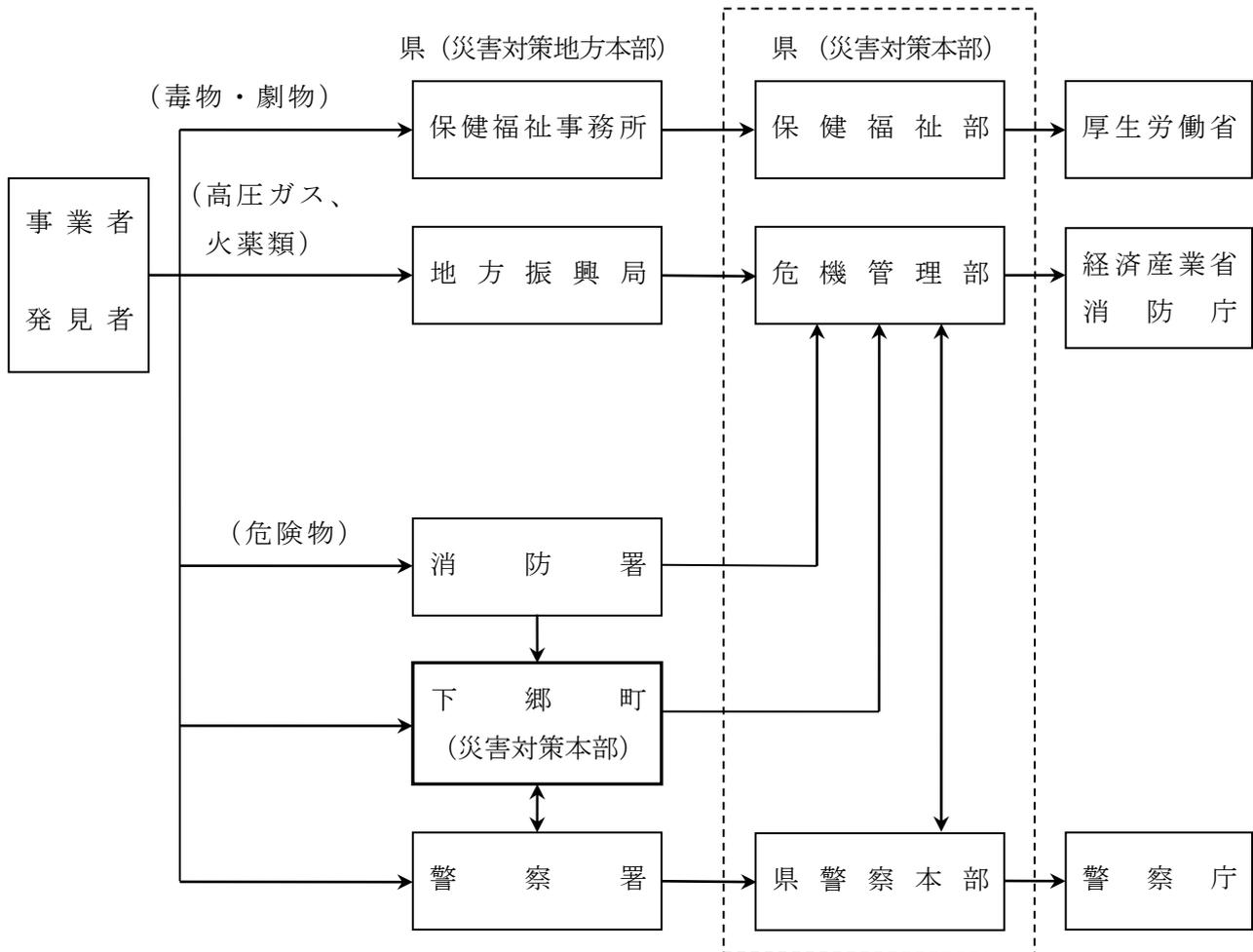
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

### 第3節 危険物等災害復旧対策計画（全班）

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第1編一般災害対策編 第4章「災害復旧計画」の定めにより実施する。

別図4

#### 危険物災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第6章 大規模な火事災害対策計画

この計画は、住宅の密集化等により、住宅地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 大規模な火事災害予防対策

#### 第1 災害に強いまちづくりの形成（建設課・事業者・消防本部）

##### 1 災害に強いまちの形成

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

###### (1) 住宅地の整備

町は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な住宅地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な住宅地の形成を推進する。

###### (2) 防災空間の整備

町は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯等の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

###### (3) 建築物の不燃化の推進

町は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

##### 2 火災に対する建築物の安全化

###### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、消防用設備等が災害時に機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

###### (2) 建築物の防火管理体制

町、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、診療所、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努める。

消防本部は、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第3 3「防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

###### (3) 建築物の安全対策の推進

町は、県地域防災計画の「一般災害対策編第2章第6節第2 特殊建築物、建築設備の防

災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

消防本部は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

## 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実（町民課）

### 1 気象情報の収集及び伝達

町は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携の上、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

### 2 火災気象情報通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、町の区域内にある者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

## 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課・消防本部）

### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

### 2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第1節 第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

#### 4 消防力の強化

町のとるべき措置

- (1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

#### 5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」の定めにより必要な措置を講ずる。

#### 6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより、県、町、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

### 第4 防災知識の普及・啓発（町民課・消防本部）

町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

### 第5 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 大規模な火事災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（本部班）

#### 1 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について第1編一般災害対策編 第3章 第3節「災害情報等の収集伝達」の定めにより実施する。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。

### 第2 活動体制の確立（事業者・全班）

#### 1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 3 相互応援協力

- (1) 町は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。また、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請する。
- (2) 消防本部は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）

#### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、第1編一般災害対策編 第3章 第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

#### 2 消火活動

消防本部、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 第4 避難誘導（本部班・福祉介護班）

##### 1 町のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第1編一般災害対策編 第3章 第9節「避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

##### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第9節「避難」及び同章第22節「要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

#### 第5 災害広報（総務班・事業者）

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

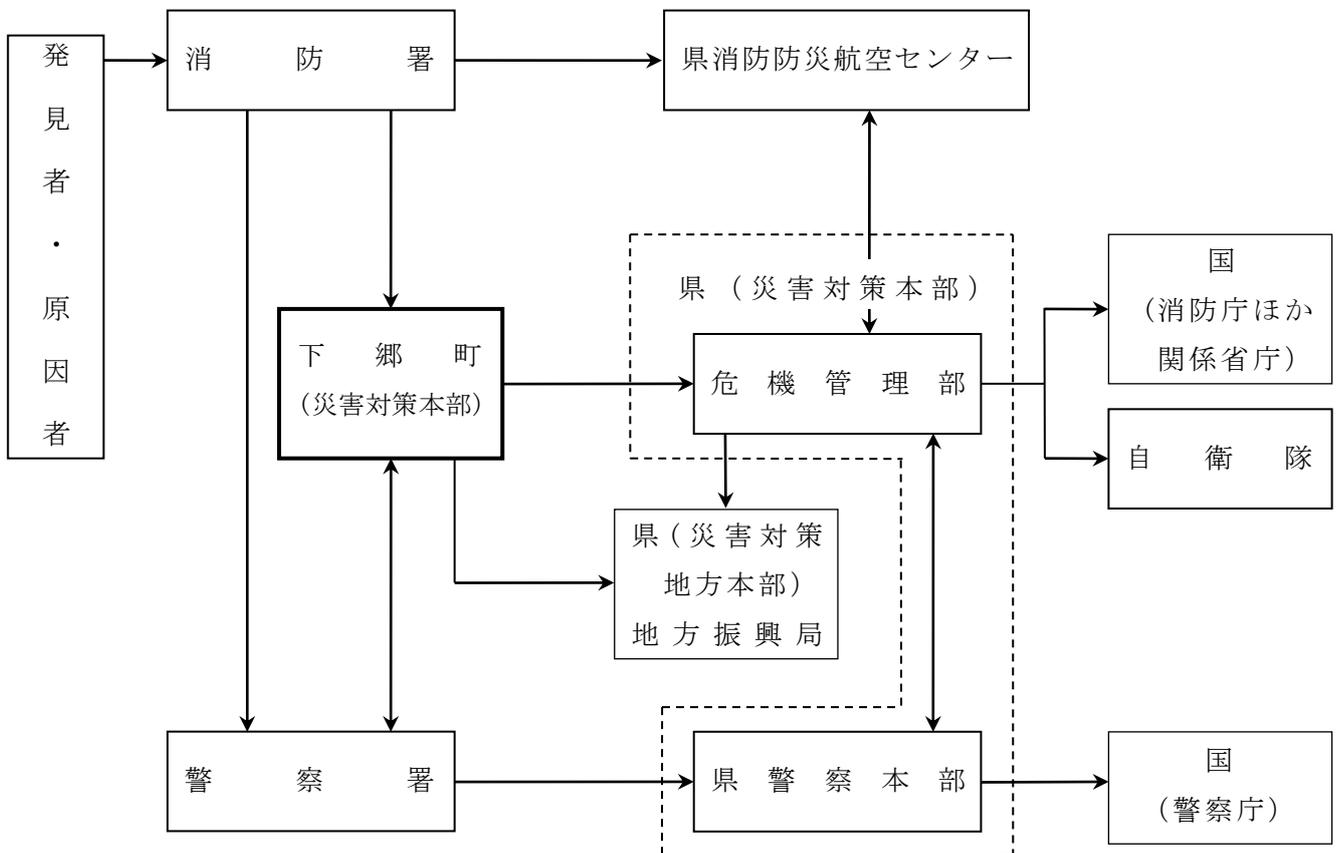
### 第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

**第1** 県、町及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

**第2** 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第1編一般災害対策編 第4章「災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図5

大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第7章 林野火災対策計画

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第1編一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 林野火災予防対策計画

#### 第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なる。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きい。

#### 第2 林野火災に強い地域づくり（農林課・森林所有者等・町民課）

1 町は、県と協議して地域特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。

また、町は、町の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、町消防計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図る。

2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

3 町は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

#### 第3 林野火災防止のための情報の充実（町民課）

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、福島地方气象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

#### 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え（全課・消防本部）

##### 1 防災情報通信網等の整備

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

## 2 応援協力体制の整備

- (1) 町及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第1節 第4「応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟する。

## 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第5節 第1「消防力の強化」及び同章第10節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

## 4 消防力の強化

町のとるべき措置

- (1) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報器等の防火施設の整備を推進する。
- (2) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

## 5 避難対策

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」の定めにより必要な措置を講ずる。

## 6 防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、第1編一般災害対策編 第2章 第13節「防災訓練」の定めにより県、町、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

## 第5 防災知識の普及・啓発（町民課・農林課）

町は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強化月間等を通じて、関東森林管理局、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。

消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

## 第6 要配慮者対策（町民課・健康福祉課）

町は、第1編一般災害対策編 第2章 第9節「避難対策」及び同章第15節「要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

## 第2節 林野火災応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達（本部班）

#### 1 町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について第1編一般災害対策編 第3章 第3節「災害情報等の収集伝達」の定めにより実施する。
- (2) 町及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡するものとする。
- (3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置  
災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置については、第1編一般災害対策編 第3章 第1節「応急活動体制」の定めによる。

### 第2 活動体制の確立（全班・消防本部・森林所有者等）

#### 1 町の活動体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

#### 2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

#### 3 相互応援協力

- (1) 町は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、第1編一般災害対策編 第3章 第5節「相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、林野火災の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

### 第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動（全班・消防本部）

#### 1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

- (1) 町は、第1編一般災害対策編 第3章 第7節「救助・救急」及び同章第11節「医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

#### 2 消火活動

- (1) 町は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に

応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること）

- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### 第4 避難誘導（本部班・福祉介護班）

##### 1 町のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、第1編一般災害対策編 第3章 第9節「避難」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

##### 2 要配慮者対策

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第9節「避難」及び同章第22節「要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

##### 3 森林内の滞在者

町および消防機関等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

#### 第5 災害広報（総務班・事業者）

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、第1編一般災害対策編 第3章 第6節「災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

## 第6 二次災害の防止（農林班）

- 1 町及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。
- 2 町及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。  
また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。
- 3 町は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

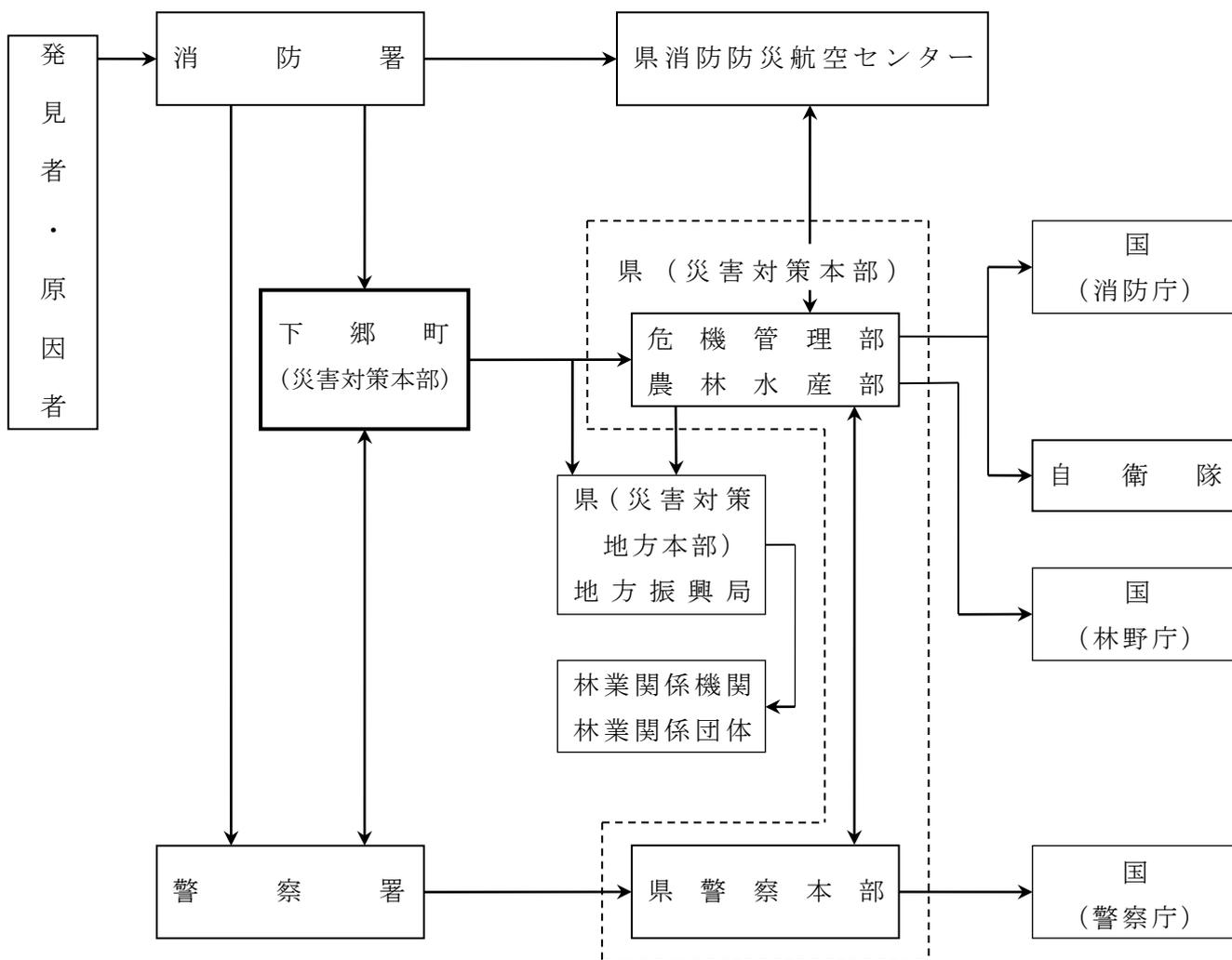
### 第3節 林野火災復旧対策計画

**第1** 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、第1編一般災害対策編 第4章「災害復旧計画」の定めによるものとする。

**第2** 必要に応じ、国、県と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

別図6

#### 林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。